

質問回答書

業務名：令和6年度 親子ふれあい広場運営業務

No.	質問内容	回答内容
1	<p>別紙2 仕様書4(1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進に記載している「未就学の者・・・」は、親子ふれあい広場の利用対象と承知していますが、未就学に限定しなければならないのでしょうか。</p> <p>子育て家庭のサポートの中にある、相談業務には学童期やそれ以降の相談等も多くあると予想されますが、利用対象者として該当しないのえしょうか。</p> <p>また、利用者支援ガイドラインには未就学を対象としながらも、妊婦や学童期についても記載され、柔軟な対応となっていますが、どちらを優先に考えるべきでしょうか。</p>	<p>まず、仕様書4. 業務内容では、(1)～(5)で地域子育て支援拠点事業の基本事業にかかる業務、(6)で利用者支援事業にかかる業務、(7)～(10)で親子ふれあい広場独自の業務を規定しています。</p> <p>前段の質問につきまして、仕様書4(1)は、未就学の者に対する業務とします。</p> <p>後段の質問につきまして、仕様書4(6)③に定める利用者支援事業における相談業務の利用対象者については、未就学児の親子を基本としながら、「利用者支援事業ガイドライン」に基づき、18歳までの子どもとその保護者・家庭についても利用対象者とします。</p>
2	<p>・障がい(身体障がい)の雇用はこちらの判断でよいでしょうか。半身まひはありますが、歩行可能です。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>